

## 豊明市議会議会改革推進協議会要綱

### (設置)

第1条 市民に信頼され開かれた豊明市議会を目指すことを目的として、議会改革に関して協議及び検討をするため豊明市議会議会改革推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 豊明市議会基本条例（平成23年豊明市条例第12号）に関すること。
- (2) 豊明市議会委員会条例（平成3年豊明市条例第28号）に関すること。
- (3) 豊明市議会会議規則（平成2年豊明市議会規則第1号）に関すること。
- (4) 議会運営に関する申し合わせに関すること。
- (5) 政務活動費に関すること。
- (6) 議員定数に関すること。
- (7) 議員報酬等に関すること。
- (8) 豊明市議会議員政治倫理要綱（平成20年12月19日決裁）に関すること。
- (9) その他協議会が必要と認めた議会改革に関すること。

### (協議会の構成)

第3条 協議会の議員は、議長を除くすべての議員をもって構成する。ただし、議長は、オブザーバーとして出席し、意見を述べることができる。

### (座長及び副座長)

第4条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、議員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 協議会は、議員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決するものとする。ただし、極力、話し合いによる全会一致をめざすものとする。

4 議員は、協議会へタブレット端末、ノートパソコン及びICレコーダーを持ち込むことができる。

5 協議会は、会議の日時等を事前に豊明市議会ホームページで公開するものとする。

(傍聴)

第6条 前条の会議は自由に傍聴できるものとする。

2 前項の傍聴をする者は、会議にタブレット端末を持ち込むことができる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、議員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(記録)

第8条 会議の記録は、輪番により議員2名が、協議決定した事項を記録し座長へ報告する。

(写真撮影)

第9条 協議会は、会議中の写真撮影について、前条に定める議員2名による撮影に限り認めるものとする。

2 各議員は、前項の規定により撮影した写真について、必要に応じて使用することができる。

(検討結果の報告及び取り扱い)

第10条 座長は、協議会で決定した事項を議長に報告する。

2 議長は、決定した事項を会派会議・議会運営委員会等に諮り、可能なものから速やかに実行に移すものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が協議会に

諮って別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年7月14日から適用する。